

平成 29 年 12 月 1 日版

株式会社USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 安心サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）は株式会社トレミール（以下「特定協定事業者」といいます。）の「故障安心サービス」を利用して、当社が再販事業者として提供するサービスです。

2 本サービスは、「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」の利用回線ごとにオプションとして提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第4条 (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをするときは、当社所定の御申込書を、契約事務を行う USEN GATE 02 取扱所に提出していただきます。

2 本サービスは「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」の申し込みと同時に申し込むものとします。

第5条 (加入契約申込みの承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、加入契約の申込みを承諾する日は、当社所定の加入御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
- (4) 加入申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (5) 対象端末の主たる利用者が利用者本人ではないとき
- (6) 加入申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された加入契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき
- (7) 加入申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は本サービス申込み成立後であっても、利用者が前項各号の一に該当する事が判明した場合には、本サービス契約を解除することができます。

5 当社は、前項の規定により、本サービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第6条 (申込みの取消し)

加入申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、月額利用料の1ヶ月分に相当する一時金を支払うことにより、加入契約の申込みを取消することができます。

第7条 (契約の成立)

本規約の成立は、本規約第5条(加入契約申込みの承諾)に基づき、当社所定の手続きを得たうえ、当社がその申し込みを承諾したユーザー登録が完了したときに成立します。ただし、本サービスの申し込みと同時に申し込まれる「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」の契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

第8条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の属する月から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額(消費税等相当額を含む)を支払っていただきます。

2 当社は本サービス月額利用料を、「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」の約款に基づく契約により利用者が支払う料金等合算して請求します。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」に準じます。当該最低利用期間内に、当社との加入契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。

第10条 (本サービスの適用対象)

本サービスの適用対象は、現に利用者回線に接続している対象端末であって、利用者が当社より正規に提供されたものに限りです。

2 本サービスやその他当社が提供するアフターサービス等により、対象端末が変更又は交換された場合、その変更又は交換後の端末を対象端末とします。

第11条 (本サービスの適用範囲)

本サービスの適用範囲となる対象端末の故障等(以下「故障等」といいます)は以下に定めるとおりとします。

- (1) 対象端末の紛失・盗難
- (2) 対象端末の自然故障
- (3) 火災による焼失や水漏れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損又は一部の破損

第12条 (サービス内容)

当社は、第10条(本サービスの適用対象)・第11条(本サービスの適用範囲)に基づき、別表2に定めるとおり、修理をおこないます。

2 紛失・盗難等、安心サポートサービスの適用時に当社が対象端末を確認できない場合は、警察署への届出を証明する書類等、当該事由を証明する書類等が必要となります。

3 対象端末又は証明書類等を提示いただけない場合、安心サポートサービスの適用外となります。

4 紛失・盗難に係る安心サポートサービスの適用を受けた場合、安心サポートサービスを

適用した日計算して 6 か月を経過する日までの期間は再度紛失・盗難に係る安心サポートサービスの適用を受けることができません。

第13条 (免責)

当社は次の場合には、本サービスの適用を行わないものとします。

- (1) 利用者の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等（以下総称して「故障等」といいます）の場合
- (2) 戦争、動乱、暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺、横領等の犯罪によって生じた故障の場合
- (4) 公共の機関による差し押さえ、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震、噴火、火砕流、津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) 当社に虚偽の報告がなされていたことが明らかになった故障等
- (7) 契約者が月額利用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (8) 対象端末の利用年数が著しく長く、当該対象端末に対する補償を行うことが難しい場合

2 当社は本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3 本サービスは対象端末の紛失等に起因する対象端末の不正利用によって利用者又は第三者に生じる損害を補償するものではありません。

4 対象端末内に記録された一切のデータについては利用者の責任においてバックアップ等の管理を行うものとし、当該データに起因する損害については当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条 (本サービスの適用期間)

本サービスの適用期間は、利用者より本サービスの申込みを受け、当社がそれを承諾した日から、本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

第15条 (契約者が行う加入契約の解除)

契約者は、自ら加入契約の解除を行う場合、「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」の契約解除と同時に解除月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により USEN GATE 02 取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し加入契約を解除するものとします。

2 本サービスのみでの解除はできません。

3 「USEN GATE 02 モバイルアクセス type EM サービス」契約が解除された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。

第16条 (反社会的勢力に対する表明保証)

加入申込者は、加入契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること

- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第17条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第18条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第19条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

別記

【料金表】 ※すべて税抜き表示

第1表 基本利用料

料金種別	単位	料金額
月額利用料	利用回線ごと	300 円

第2表 修理費用

料金種別	単位	料金額
修理費用	利用回線ごと	5,000 円

（以下余白）